

資料6

運賃協議分科会の開催結果について

概要

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議とは別の道路運送法第9条第4項に規定する協議会において協議を行う必要があります。

当市では、長野市地域公共交通会議に「運賃協議分科会」を設置し、協議を行っています。

開催結果

今年度は、これまで以下のとおり「運賃協議分科会」を開催し、いずれも原案のとおり承認されました。

開催日	路線名	運行事業者
令和7年7月11日	乗合タクシー芋井銚子口線	中央タクシー(株)
//	乗合タクシー篠ノ井新町線	つばめ長電タクシー(株)
//	乗合タクシー牟礼線	//
令和7年8月8日	乗合タクシー大豆島線	中央タクシー(株)
//	乗合タクシードラム保科線	豊野タクシー(有)
//	屋代線代替バス屋代須坂線	長電バス(株)
//	//	(有)シンリク観光
令和7年9月17日	特急バス長野大町線	アルピコタクシー(株)
//	廃止代替バス大豆島保科温泉線	アルピコ交通(株)
//	//	長電バス(株)
令和7年10月23日	屋代線代替バス屋代須坂線	長電バス(株)
//	//	(有)シンリク観光

※全て書面による開催

今後

「篠ノ井ぐるりん号」に代わる「乗合タクシー篠ノ井循環線」に関する協議を年内に開催する予定です。

今後も必要に応じて随時開催してまいります。